

## 議事要旨(1) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況について、審議資料に基づき説明がなされた。続いて、板橋ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### 修正国際基準公開草案第 3 号の文案について

- ある委員より、次の意見があった。
  - 「コメントの募集」（審議資料(1)-2-1）の第 13 項におけるエンドースメント手続の対象の選定基準について、現状の記載ぶりでは、発効日を基準とすることが当面継続するかのように誤解を与える可能性があると考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 誤解を与えないよう、文案の記載ぶりを修正する。

### IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関するエンドースメント手続

- ある委員より、次の質問があった。
  - IFRS 第 15 号のエンドースメント手続と日本における包括的な収益認識基準の開発とは別個の関係であると考えてよいか。また、例えば、IAS 第 11 号での「原価回収基準」について、過去のエンドースメント手続で「削除又は修正」しなかったことが、日本の収益認識基準に影響を与えない理解でよいか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 委員の理解のとおりである。エンドースメント手続と日本の収益認識基準の開発の両者のタイミングの関係で、情報のインプットとして使用することはあるが、一方が他方の前提条件になるような関係性ではない。

- ある委員より、次の意見があった。
  - 参考に行っている EFRAG による評価の中で、履行義務の充足に関する一部の要件について、提起された問題点に対して問題ない旨の結論に至った過程が十分に記載されておらず、結論ありきで評価が行われている印象を持つ。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- EFRAG としては、ディスカッション・ペーパーや公開草案の段階で十分に議論をし、顧客の支配の獲得の理屈だけでは不合理な結果が生じることを踏まえて同要件が

開発された経緯を了解しており、簡潔な記述に留めているのではないかと推測される。

以 上